

平成24年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改善について

建設工事等に係る入札・契約制度のより一層の適正化を図るため、新たな制度改善策として、以下の事項を平成24年4月1日から実施します。

1 等級格付・発注標準の見直し

等級（ランク）の重なりを解消するとともに、受注機会の均等化を図るため、建築工事、配水管工事及び舗装工事の等級格付・発注標準を次のとおり見直します。

業種	平成23年度			平成24年度		
	等級	総合評点	予定価格	等級	総合評点	予定価格
建築	A1	1200 以上	9億円以上	A1	1200 以上	9億円以上
	A2	1010 以上 1199 以下	2億円以上9億円未満	A2	1010 以上 1199 以下	3億円以上9億円未満
	B	770 以上 1009 以下	6千万円以上4億円未満 1	B	770 以上 1009 以下	6千万円以上3億円未満 1
			2千万円以上6千万円未満 2			2千万円以上6千万円未満 2
	C	690 以上 769 以下	2千万円以上6千万円未満	C	690 以上 769 以下	2千万円以上6千万円未満
D	689 以下	2千万円未満	D	689 以下	2千万円未満	
配水管	A	1100 以上	2億円以上	A	700 以上	2千万円以上 3
	B	700 以上 1099 以下	2千万円以上2億円未満 3	B	699 以下	2千万円未満
	C	699 以下	2千万円未満			
舗装	A	910 以上	6千万円以上 1	A	750 以上	2千万円以上 3
			1千万円以上6千万円未満 2			
	B	750 以上 909 以下	1千万円以上6千万円未満			
C	749 以下	1千万円未満	B	749 以下	2千万円未満	

- 1 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用しているものについて適用する。
- 2 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用していないもの又は一般建設業の許可を有する者について適用する。
- 3 特定建設業の許可を有する者で監理技術者資格者証を有する監理技術者を雇用していないもの又は一般建設業の許可を有する者については、予定価格をそれぞれの等級に定める下限の額以上6千万円未満とする。

2 共同企業体の見直し

上記1の見直しに伴い、建築工事に係る共同企業体の予定価格の範囲を次のとおり見直します。

(1) 市内企業建設工事共同企業体

業種	平成23年度				平成24年度			
	予定価格	市内企業建設工事 共同企業体		市内JV対象 工事に単独 で参加できる もののランク	予定価格	市内企業建設工事 共同企業体		市内JV対象 工事に単独 で参加できる もののランク
		代表構成員 のランク	他の構成員 のランク			代表構成員 のランク	他の構成員 のランク	
建築	9億円以上 18億円未満	特定A2	A2	特定A1	9億円以上 18億円未満	特定A2	A2	特定A1
	4億円以上 9億円未満	特定A2	A2又はB	特定A1 又は 特定A2	3億円以上 9億円未満	特定A2	A2又はB	特定A1 又は 特定A2
		特定B	特定B			特定B	特定B	
	2億円以上 4億円未満	特定A2	A2又はB	特定A2 又は 特定B	2億円以上 3億円未満	特定A2	A2又はB	特定A2 又は 特定B
特定B		B	特定B			B		
1億円以上 2億円未満	特定B	B	特定B	1億円以上 2億円未満	特定B	B	特定B	

(2) 特殊工事等共同企業体

業種	平成23年度(10月1日以降)				平成24年度			
	予定価格	代表構成員 のランク	他の構成員 のランク	単独で参加 できるもの のランク	予定価格	代表構成員 のランク	他の構成員 のランク	単独で参加 できるもの のランク
建築	4億円以上 6億円未満	特定A1	A1又はA2	特定A1 又は 特定A2	3億円以上 6億円未満	特定A1	A1又はA2	特定A1 又は 特定A2
		特定A2	A2			特定A2	A2	
	6千万円以上 4億円未満	特定A1	A1、A2 又はB	特定A1、 特定A2 又は特定B	6千万円以上 3億円未満	特定A1	A1、A2 又はB	特定A1、 特定A2 又は特定B
特定A2		A2又はB	特定A2			A2又はB		
特定B		B	特定B			B		

3 最低制限価格の算定式の見直し

より一層適正な最低制限価格の算定を行う観点から、建設工事における最低制限価格算定式のうち、
 - 1 (0円から20,000円の範囲内で無作為に抽出した金額)を廃止するとともに、工事関連業務における最低制限価格算定式を次のとおり見直します。

(1) 建設工事

平成23年度(平成23年10月以降)
【算定式】 $(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 30\%) - 1$ 1...0円から20,000円の範囲内で無作為に抽出した金額
平成24年度
【算定式】 $\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 30\%$

(2) 工事関連業務

平成23年度(平成23年10月以降)
【算定式】 業種にかかわらず一律 $\text{予定価格} \times 75\% + 2$ 2...0円から20,000円の範囲内で無作為に抽出した金額
平成24年度
【算定式】
・建築設計業務及び設備設計業務 $\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 60\% + \text{諸経費} \times 60\%$
・地質調査業務 $\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 90\% + \text{解析等調査業務費} \times 75\% + \text{諸経費} \times 40\%$
・測量業務 $\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 40\%$
・建設コンサルタント業務及び造園業務(国土交通省(新基準)) $\text{直接原価}(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + \text{その他原価} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 30\%$
・建設コンサルタント業務及び造園業務(国土交通省(新基準)を除く) $\text{直接業務費}(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + \text{技術経費} \times 60\% + \text{諸経費} \times 60\%$
・補償コンサルタント業務(用地調査等業務費積算基準(案)) $\text{直接原価}(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + \text{その他原価} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 30\%$
・補償コンサルタント業務(用地調査等業務費積算基準(案)を除く) $\text{直接業務費}(\text{直接人件費} + \text{直接経費}) + \text{技術経費} \times 60\% + \text{諸経費} \times 60\%$
【設定割合の範囲】 予定価格の2 / 3から85%までの範囲

4 工事関連業務に係る予定価格の事後公表

予定価格の公表については、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること等の弊害が指摘されているため、平成22年度から総合評価落札方式を適用した工事に係る予定価格を事後公表としていますが、平成24年度から予定価格が100万円を超える工事関連業務に係る予定価格についても事前公表の試行を取りやめ、事後公表とします。

5 電子入札の完全実施

平成17年度から電子入札制度を導入し、適用範囲の拡大を年度単位で順次行っていますが、より一層の利便性の向上と公正性、透明性の確保を図るため、平成24年度から予定価格が250万円を超える全ての工事で電子入札を実施します（予定価格が100万円を超える工事関連業務については、平成20年度から全て電子入札を実施しています。）。

(予定価格)	平成22年度	平成23年度	平成24年度
3千万円		電子入札	電子入札
1千万円			
250万円	電子・郵便入札併用		

6 工事費内訳書の提出時期の見直し

平成24年度からの電子入札の完全実施に伴い、全ての入札参加者に対して入札時に、工事費内訳書（積算内訳書）の提出を求めることとします。